

KADOTA-Office.com 2009.04

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真:

広瀬川遊歩道(青葉区角五郎付近) photo by Shiho Kikuchi

「有期労働契約」のルールを根本から見直しへ
～厚生労働省が研究会を立上げ～

近年、正社員と非正社員との賃金格差、景気悪化を背景とした期間工の雇止、そしていわゆる「派遣切り」による失業者の増大など、「非正規雇用」や「有期労働契約」に関する事項が大きくクローズアップされています。今年3月末までに期間従業員約23,000人が職を失ったとも報道されています。

有期契約労働者とは、「臨時雇い」（1カ月以上1年以内の雇用契約）と「日雇い」（日々または1カ月未満の雇用契約）の総称だと言われていますが、厚生労働省では、「有期労働契約」に関する法規制の在り方を根本から見直す方針を打ち出し、新たな有期労働契約のルール作りを目指すため、学識経験者・専門家（大学教授）で構成される「今後の有期労働契約の在り方に関する研究会」を立ち上げました。

先日（2009年2月23日）、研究会の第1回会合が開催されましたが、今後、労働基準法や労働契約法の改正なども見据えているようで、議論が深められていきそうです。

◆非正規雇用社員・有期労働契約の問題点

2007年時点のデータですが、正規雇用社員の数は約3,441万人、非正規雇用社員の数は約1,732万人となっており、1985年時点と比較すると、正規雇用社員は約98万人、非正規雇用社員は約1,077万人増加しており、以前と比べ非正規雇用社員の割合がだいぶ高くなってきています。非正規雇用社員の内訳は、パート社員が822万人、契約社員・嘱託社員等が435万人、アルバイトが342万人、派遣社員が133万人です。このような状況において、上記の研究会では、有期労働契約に関して、（1）契約期間の上制限（現行は原則3年、特例5年）、（2）有期労働契約の範囲と職種ごとの期間制限、（3）契約締結時の労働条件の明示、（4）通常の労働者との処遇の均衡、（5）契約の更新と雇止めなどに論点を絞り、いかなる法規制が必要なのか、または必要でないのかといった方向性を検討していくようです。

◆今後の動き－法改正はあるか？

研究会は、2009年度の早い時期に有期労働契約者の就業に関する実態調査を行ったうえで、有期労働契約に関する論点を整理し、2010年の夏ごろまでに報告書をまとめ、法律（労働基準法や労働契約法など）の改正を行っていきたい考えのようです。新聞紙上では、「雇止めの制限」「契約更新回数の制限」「最長3年間の契約期間の見直し」などが行われるのではないかと報道されています。

将来的には、有期労働契約に関するルールが大きく変わっていき、企業の人事労務管理に大きな影響を与えるようになるのかもしれませんが。

手続トピックス！

労働保険	年度更新	6月に実施	詳しくは、
社会保険	算定基礎届	7月に実施	門田事務所
雇用保険料率の変更		4月分から	までどうぞ

今月の写真 ～Kadota-office staffs が贈る季節の風景

広瀬川の遊歩道です。私は仕事が休みの日には、散歩をしに広瀬川までよく足を伸ばします。足元には菜の花の黄色い畑が広がり、空を見上げれば満開の桜が春風に揺れていました。この日は愛犬を連れての散歩でしたが、頬をなでる暖かい風がとても気持ち良かったです。/Kikuchi
今年の表紙写真は、当事務所スタッフが心に残った季節の風景を、本人のコメントと併せてお届けします。今月は司法書士補助者の菊池（姿帆）が担当しました。

【雇用対策・労働環境】

●ハローワークに「福祉人材コーナー」開設へ（4/9）

厚生労働省は、全国の主要なハローワーク 54カ所に福祉分野の専門窓口「福祉人材コーナー」を設ける方針を明らかにした。介護・医療・保育などの福祉分野では人手不足が深刻となっているため、4月から順次開設していく。

●失業手当の受給者が大幅に増加（4/7）

厚生労働省は、今年2月に失業手当を受給した人の数が約69万3,000人（前年同月比33.8%増）にのぼったと発表した。増加率は約33年ぶりの大きさと、失業手当の総額は約768億円（同約27%増）となった。

●精神疾患などの労災認定基準を見直し 厚労省（4/6）

厚生労働省は、精神疾患や自殺に関する労災認定の判断基準を見直し、都道府県労働局長宛に通達を発出した。パワー・ハラスメントを受けてうつ病になった場合は労災と認めるなど、12項目の判断基準の新設が行われた。

●ダイハツがサービス残業で約5,000万円支払い（4/2）

淀川労働基準監督署（大阪）は、ダイハツ工業がフレックスタイム制を適用している従業員にサービス残業をさせていたとして、是正勧告を行っていたことがわかった。同社はこれに応じて約1,000人に対して計約5,000万円の未払い残業代を支払った。

●「65歳まで働ける企業の割合を50%に」厚労省目標（4/1）

厚生労働省は、「高齢者等職業安定対策基本方針」を発表し、希望する従業員全員が65歳まで働くことのできる企業の割合を2010年度末までに50%とする目標を掲げた。2008年6月1日時点での割合は39%となっている。

●派遣事業者の許可基準を厳格に 厚労省方針（3/27）

厚生労働省は、派遣業の許可制度を見直し、資産から負債を引いた額が2,000万円以上（従来1,000万円以上）ない場合は派遣事業者として許可しない方針とした。1,500万円以上の現金・預金の所持も求める。2009年10月実施予定。

●フルタイム労働者の平均月給が10年ぶりに30万円下回る（3/26）

厚生労働省が「賃金構造基本統計調査」の結果を発表し、フルタイム労働者の昨年6月分の平均月給が29万9,100円（前年同期比0.7%減）となり、10年ぶりに30万円を下回ったことがわかった。

●マック「名ばかり管理職」で和解 残業代支払いへ（3/19）

直営店の店長を労働基準法上の管理監督者とみなして残業代を支給しないのは違法だとして、現役店長が日本マクドナルドに未払い残業代などの支払いを求めていた訴訟の控訴審で、会社側が一審の判決を事実上受け入れ、店長は管理監督者には当たらないことを認め約1,000万円を支払うとする和解が東京高裁で成立した。

【年金】

●「ねんきん定期便」の発送スタート（4月3日）

社会保険庁は、標準報酬月額や加入履歴、保険料の納付実績などを示して年金記録の確認を促すことを目的とした「ねんきん定期便」の発送を開始した。国民年金・厚生年金の現役加入者（約7,000万人）に対し、毎年の誕生日に送付する。

Kadota office.com 2009.04

#発行: 2009年4月10日 #編集・構成: Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>